

しょう しゃ ぎやく たい 障がい者への虐待を ふせ 防ぎましょう！

ぎやく たい
“虐待かもしれない”と思ったら、
つう ほう
すぐに通報してください！



そう き はっ けん ぎ む 早期発見の義務

しょう しゃ ぎやく たい はっ けん
障がい者虐待を発見しやすい
たち ば そ う き はっ けん
立場にある方は「早期発見」
ぎ む の義務があります。
ふく し しょく いん がっ こう
(福祉サービスの職員、学校、
い りょう き かん た しょく いん かた
医療機関その他の職員の方)

つう ほう ぎ む 通報の義務

しょう かた ぎやく たい う
「障がいのある方が虐待を受け
き てているかもしれない」と気づ
いた方は、どなたも、必ず相
だん つう ほう ぎ む かなら そ
談・通報する義務があります。

しょう がい しゃ ぎやく たい ぼう し ぼう ぎ やく たい
障害者虐待防止法では虐待に気づいた人の通報義務が定められています。
とく めい つう ぼう とどけ で ひと つう ぼう ぎ む さだ
匿名でも通報・届出ができます。虐待の通報をした人や届出をした人を
とく てい じょう ぼう しん ちょう と あつか がい ぶ も ひと とどけ で ひと
特定する情報は慎重に取り扱われ、外部に漏れることはありません。ご協力
ねが きょうりょく
をお願いします。

あきなわ し しょう しゃ ぎやく たい ぼう し
沖縄市障がい者虐待防止センター
あきなわ し やくしょ しょう ふく し か
(沖縄市役所 障がい福祉課)

ちょくつう
【直通】

098-939-7894 (平日 8:30 ~ 17:15)

だいひょう
【代表】

098-939-1212

【FAX】

098-939-7739

【E-mail】

skenriyougo@city.okinawa.lg.jp

おきなわし
沖縄市

「障害者虐待防止法」とは？

平成24年10月に障害者虐待防止法（正式名称：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行されました。この法律は、障がい者の尊厳を守り虐待を防ぐ法律です。

障がい者虐待を見たすべての人に通報義務があります。

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を見た場合、生命に重大な危険がある場合だけでなく、虐待を受けているかもしれないという疑いの段階でも通報する義務があります。また虐待は、虐待している人、されている人の自覚は問いません。障がい者虐待は身近な問題であり、特定の人や家族で起こるものではありません。

障がい者虐待の対象になる人

障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人や、そのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。（18歳未満の人も対象になります）
※障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。

障害者虐待防止法は「障がい者虐待」を次の3種類に定めています



障がい者虐待の例

①身体的虐待

身体に傷やあざ、痛みを与えること。

身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって動きを制限したりすること。

たと
例えは

- 殴る、蹴る、つねる
- やけどをさせる
- 正当な理由のない身体拘束
- 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする
- 過剰投薬
- など

* 同性同士も含みます

②性的虐待

あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

たと
例えは

- 性的行為を強要する
- わいせつな映像や写真をみせる
- キスをする、裸にする
- 介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置したりする
- など

③心理的虐待

脅したり、侮辱するような言葉や態度等で、精神的に苦痛を与えること。

たと
例えは

- ののしる、怒鳴る、悪口を言う
- 侮辱を込めて、子どものように扱う
- 人格をおとしめるような扱いをする
- など

④放棄・放任(ネグレクト)

意図的・結果的であるかを問わず、食事や排せつ、入浴、洗濯などの世話や介助をほとんどせず、障がい者の生活環境や、障がい者自身の心身を悪化させること。

たと
例えは

- 必要なサービスや医療を受けさせない
- 不潔な住環境で生活させる
- 水分や食事を十分に与えられていないことで空腹状態が続く、または脱水症状等の状態にある
- など

⑤経済的虐待

本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

たと
例えは

- 年金や賃金を渡さない、これらのお金がどのように管理されているか本人が知らない
- 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 雇用主が工賃・給料を支払わない
- など

ここに書かれていないことでも、気になることがあれば相談・通報してください

障がい者虐待発見チェックリスト

もししかして…？虐待かも…？と思ったら相談・通報してください！

障がい者虐待の早期発見・未然防止のためにこのチェックリストを参照してください。複数の項目に当てはまる場合はそれほど疑いが濃いと判断することができます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても、類似のサインに注意深く目を向ける必要があります。

◆ 身体虐待のサイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる**
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる**
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある**
- 頭、顔、頭皮などに傷がある**
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある**
- 急におびえたり、こわがったりする**
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない**
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない**
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする**
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える**
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある**
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する**
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない**



◆ 性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる**
- 肛門や性器からの出血、傷が見られる**
- 性器の痛み、かゆみを訴える**
- 急におびえたり、こわがったりする**
- 周囲の人の体をさわるようになる**
- 卑猥な言葉を発するようになる**
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる**
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する**
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる**
- 性器を自分でよくいじるようになる**



しんりてきぎやくたい

◆ 心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる**
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度な睡眠などがみられる**
- 身体を萎縮させる**
- あびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす**
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる**
- 自傷行為がみられる**
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる**
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする**



ほうき ほうにん

◆ 放棄・放任のサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍**
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している**
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着**
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる**
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる**
- 病気やけがをして家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない**
- 学校や職場に出てこない**
- 支援者に会いたがらない、話したがらない**



けいさい てきぎやくたい

◆ 経済的虐待のサイン

- 働いて賃金をえているのに貧しい身なりで、お金を使っている様子がみられない**
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない**
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない**
- サービスの利用料や生活費の支払いができない**
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい**
- 親が本人の年金を管理し、遊興費や生活費に使っているように思える**



しょうがいしやぎやくたいほうしほう しちょうそん しょくいん しゅひぎむか
※障害者虐待防止法では市区町村の職員には守秘義務が課せられています。

つうほうしゃ しせつ しょくば しょくいん ぱあい つうほう りゆう かいご ふとう あつか
通報者が施設や職場の職員による場合でも、通報を理由に解雇など不当な扱いを
することは禁じられています。

つうほう とくめい うつ つうほう とど で ひと じょうほう まも
※通報は匿名でも受け付け、通報や届け出をした人の情報は守られます。

虐待の通報からの具体的な対応

○障がい者虐待への対応

国民の誰もが通報の義務があります

虐待の通報・届け出からの対応

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報
虐待を受けた障がい者からの届出



沖縄市の障がい者虐待相談窓口
(沖縄市障がい者虐待防止センター)受付



対応方針の協議<コア会議>(通報等の内容を詳細に検討)



事実確認、事前訪問調査(安否確認)
※必要に応じて都道府県に相談・報告



立ち入り調査(安否確認)※警察署長への援助要請



ケース会議の開催

成年後見制度
利用支援事業

養護者への
支援

障がい者への
支援

障がい者の保護
・短期入所
・入院
・施設入所
やむを得ない
事由による措置

モニタリング

虐待対応の終結

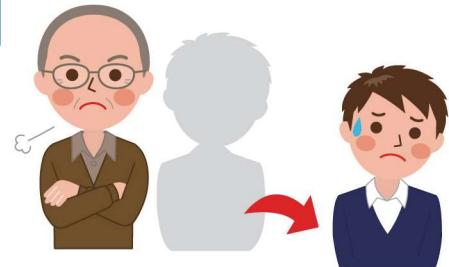
養護者による障がい者への対応

【概要】

「虐待される人」「虐待してしまう人」の両方を救うために

障がい者の保護（養護者との分離）

障がい者の命などにかかわる緊急事態には、安全確保のために障がい者を施設などに保護し、虐待した家族など養護者から一時的に引き離します。さらに、状況に応じて障がい者と養護者との面会を制限することもあります。



障がい者への支援

障がい者を養護者から保護する必要がない場合でも、次のような支援が行われます。

- 地域で自立した生活ができるように居住の場の確保や就業の支援
- 適切な障害福祉サービスの利用を促進する支援
- 医療機関への受診が必要な場合、専門医の紹介などの支援



養護者への支援

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



●養護者が虐待者にならないために

〈介護の負担を軽くする〉

障がい者の短期入所など障害福祉サービスの利用で、養護者の障がい者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

〈知識や技術を増やす〉

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障がいへの正確な知識や情報などを提供する。

〈心のケアを大切にする〉

カウンセリングの利用や家族会への参加などで精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

〈状況に応じた専門的支援をする〉

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

しょう がい ふく し

じ ぎょう しゃ さま

し

障害福祉サービス事業者様へのお知らせ

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者虐待防止に関する運営基準について改定がなされ、令和4年度より下記の3項目が義務化されています。

①従業者への研修実施

②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

③虐待防止の為の責任者の設置

(注) 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止の検討等

運営基準の改定に伴い、沖縄市障がい福祉課では、YouTube 研修動画「障害者福祉施設、障害者福祉サービス事業者における障害者虐待防止法の理解と対応」を作成いたしました。事業者での研修等にご活用ください。



【動画URL】

<https://youtu.be/uHvSmJiUorg>



あき なわ し やく しょ
沖縄市役所

しょう
障がい福祉課

あきなわしなかそねちょう ばん ごう
〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

TEL: 098-939-1212(内線: 3164・3212)

FAX: 098-939-7739

ねんどばん
2023年度版